

南部箕蚊屋広域連合職員衛生管理規程

平成11年7月19日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、職員の健康を確保するため、安全管理及び衛生管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 南部箕蚊屋広域連合職員定数条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第5号）第1条に定める職員をいう。
- (2) 所属長 事務局長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、この訓令の定めるところに従うとともに、職員の安全確保及び健康保持に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、自ら安全確保及び健康保持に努めるとともに、所属長、産業医及び衛生管理者の助言又は指導を受けたときは、これに従わなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第5条 職員の安全確保及び健康保持に関する業務を管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、事務局長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の業務)

第6条 総括安全衛生管理者は、産業医との連絡調整を図るとともに衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他職員の安全又は衛生に必要な業務に関すること。

(衛生管理者)

第7条 前条の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、職員のうちから広域連合長が任命する。

(産業医)

第8条 次に掲げる業務を行うため、産業医を置く。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 医学に関する専門的知識を必要とする衛生教育その他の職員の健康の保持に関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

2 産業医は、前項に掲げる業務について医学的な立場から総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言する。

3 産業医は、広域連合長が選任する。

(衛生委員会)

第9条 職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(健康診断)

第10条 職員の健康診断は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職員を対象として行う。

(1) 採用時健康診断 新たに採用された職員

(2) 定期健康診断 休職者等を除く職員

2 定期健康診断は、毎年1回以上実施する。

3 健康診断の検査項目については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の定めるところによる。

第11条 職員が健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の項目について医師の審査を受けている場合における健康診断は、その職員が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

2 健康診断の指定日にやむを得ない事由により受診できない職員で、その事由がなくなった場合は、産業医等による健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出しなければならない。

(健康診断の結果)

第12条 総括安全衛生管理者は、健康診断(前条第2項による健康診断を含む。以下同じ。)の結果を健康診断個人票(様式第1号)に記録し、保存管理しなければならない。

(指導区分の決定等)

第13条 産業医は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、指導区分及び事後措置の基準(別表)により指導区分を決定するものとする。

2 職員が医師の診断書及び所要の資料を提示し、前項の指導区分の変更を申し出た場合、その他必要と認めた場合は、所要の資料を産業医に提示し、当該職員の指導区分を変更することができる。

(療養専念の義務)

第14条 別表の指導区分中A、B又はCの判定を受けた職員は、産業医又は主事医等の指示に従い、療養に専念しなければならない。

2 前項の職員は、3箇月ごとに療養現況報告書(様式第2号)及び診断書を任命権者に提出しなければならない。

3 就業禁止を命ぜられた職員で、就業禁止となった理由がなくなったときは、就業許可願(様式第3号)により、就業禁止の解除を願い出なければならない。この場合には、医師の証明書を添付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 健康管理の業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月13日訓令第1号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令の改正前の訓令に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

別表（第13条、第14条関係）

指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準	
区 分	内 容		
生 活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休暇の方法で療養のため、必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものに限る。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為の必要なもの	医療機関あつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査並びに発病及び再発防止のため必要な指導等を行う
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

様式第1号 (第12条関係)

健 康 診 断 個 人 票

共済番号		氏名		生年月日				
年度		年度		年度		年度		
科目		年度		年度		年度		
胸部X線 検査	間接	実施年月日						
		結 果						
	直接	実施年月日						
		結 果						
成人病 検査	一 次 精 密	実 施 年 月 日						
		血 圧						
		尿	糖					
			蛋 白					
			潜 血					
		実 施 年 月 日						
		検 査 機 関						
		血 圧						
		尿	糖					
			蛋 白					
潜 血								
その他の検査 〔人間ドック、胃ガン、子宮ガン、肝機能、貧血〕								

様式第2号（第14条関係）

療 養 現 況 報 告 書

年 月 日

様

所 属
職 氏 名

Ⓔ

療養の現況を次のとおり報告します。

- 1 病 名
- 2 現在行っている治療
- 3 自宅、入院の別
- 4 主治医 住所氏名
- 5 入院施設の名称及び所在地

様式第3号（第14条関係）

就 業 許 可 願

様

所 属

職氏名

㊟

所属長氏名

㊟

年 月 日から病気のため就業禁止中のところ、別紙診断書のとおりですので就業許可をお願いします。